

戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議
中間とりまとめ(案)

令和元年7月 25 日

戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議

戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議
中間とりまとめ(案)

目次

I	事業のこれまでの経過及び本検討会議の開催目的	1
II	目標設定による事業の計画的推進及び事業実施体制の見直し・強化	4
III	鑑定の今後のあり方	7
IV	厚生労働省と関係機関・諸外国との連携協力	11
V	まとめ	13

参考資料

戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議開催要綱	1
戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議開催実績	4

I 事業のこれまでの経過及び本検討会議の開催目的

(1) 遺骨収集事業のこれまでの経過

先の大戦では、約 310 万人の方が亡くなり、そのうち、海外(沖縄及び硫黄島を含む。)における戦没者は約 240 万人に及んだが、海外における戦没者の遺骨については、戦後しばらくの間、復員時や引揚時に持ち帰られたものを除き、海外の地に残されたままであった。

そのため、「日本国との平和条約及び関係文書」(昭和 27 年条約第5号)批准後、「海外諸地域等に残存する戦没者遺骨の収集及び送還等に関する決議」(昭和 27 年 6 月 16 日衆議院)、「米国管理地域における戦没者の遺骨の送還、慰霊等に関する件」(昭和 27 年 10 月 23 日閣議了解事項)を踏まえ、厚生省設置法(昭和 24 年法律第 151 号)及び関係法令に基づいて、昭和 27 年度より、政府派遣団による遺骨収集事業が開始された。

昭和 27 年度から昭和 32 年度までの第1次計画では、旧主要戦域となった各地を船舶で巡航して実施し、もっぱら戦没者の象徴遺骨(遺骨の一部)が収容され、昭和 32 年度に、政府事業としては一旦概了とされた。

政府事業概了後も、遺族や戦友による独自の遺骨収集活動が継続され、加えて、日本が高度経済成長期に入ったことにより、国民生活が安定した結果、遺族や戦友が海外の戦没地を訪れる事例が多くなった。また、旧戦域の各国における地域開発が進むにつれ、遺骨が発見されたとの情報が多く寄せられるようになった。

こうした状況を踏まえ、政府により、第1次計画の結果の再検討が行われ、昭和 42 年度から昭和 47 年度までの第2次計画が作成され、計画的な遺骨収集が実施された。

その後、昭和 47 年の横井庄一氏救出により、遺骨収集への国民の関心が高まったことを受け、遺骨収集の更なる充実強化を図る第3次計画(昭和 48 年度～昭和 50 年度)が策定され、事業が実施された。

また、その後も政府により、これまで相手国の事情等で遺骨を収容できなかった地域のうち、新たに収容が可能になった地域等について、継続的な遺骨収集が実施されてきた。

このように、これまで長年にわたり遺骨収集事業が実施されてきたが、先の大戦から

長期間が経過し、戦没者の遺族をはじめ先の大戦を体験した国民の高齢化が進展している中、平成 31 年3月末時点までに収容された遺骨は、約 128 万柱(復員時及び引揚時に持ち帰られた約 93 万柱を含む。)であり、現時点においても約 112 万柱が未収容となっている。

このうち、相手国の事情により収容自体が困難となっている地域に眠る遺骨(約 23 万柱)及び海没した遺骨(約 30 万柱)を除いてもなお、約 59 万柱が未収容のままとなっているが、国のために尊い命を捧げられた戦没者の遺骨を一日も早く我が国に帰還させることは、国民全体の責務であり、使命である。

こうした状況を踏まえ、戦没者の遺骨収集の推進に関し国の責務を明らかにするとともに、戦没者の遺骨収集の実施に関し基本となる事項等を定めることにより、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ確実に講ずることを目的として、平成 27 年に「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」(平成 28 年法律第 12 号。以下「遺骨収集推進法」という。)案が議員立法として提出された。

その後、平成 28 年3月に同法が成立し、平成 28 年度から令和6年度までの9年間で、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間と定められた。

また、同法に基づき、戦没者の遺骨の情報収集・遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができる者として、平成 28 年8月に厚生労働大臣により、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会(以下「推進協会」という。)が指定された。

(2) 本検討会議の開催目的

戦後 70 年以上が経過し、関係者の高齢化に伴う遺骨情報の減少、現地の環境の変化等により、近年は遺骨収集数が減少し、実際に収容作業を担う遺骨収集団の構成員の高齢化も進展している。

また、遺骨を遺族に返還するために、遺留品等がある場合には、平成 15 年度より、国費による DNA 鑑定が実施されているが、近年の法医学鑑定技術の進歩等を踏まえ、遺留品等がない南方等戦闘地域の遺骨の DNA 鑑定についても、有識者や遺族、遺骨収集の担い手、専門家の意見を踏まえ、今夏を目途に、政府において検討を行うこととされている。

本検討会議は、集中実施期間開始から3年が経過した今、こうした状況を背景に、DNA 鑑定のあり方も含めて、戦没者の遺骨収集に関する関係者の合意形成を改めて図るとともに、広く国民の理解を得ることを目的として開催されたものであり、集中実施期間の残り6年間に、どのような目標を立て、どのように遺骨収集事業を行っていくべ

きかを取りまとめて、厚生労働省に提言することが責務とされている。

このたび、今後の遺骨収集事業のあり方等についての本検討会議における議論の中間的なとりまとめの結果を、厚生労働省に提言する。

（令和元年5月 23 日以降、計4回にわたり本検討会議は開催され、また、本検討会議の下で、法医学鑑定ワーキンググループも計3回開催された。）

Ⅱ 目標設定による事業の計画的推進及び事業実施体制の見直し・強化

(1) 経緯・現状

○ 目標設定について

戦友や関係団体等の協力を得ながら、海外戦没者の遺骨の帰還に向けた取組が進められてきたが、戦後 70 年以上が経過した今日でもなお、未だに多くの遺骨が未収容となっている。

収容遺骨数の推移を見てみると、年度ごとの差異はあるものの、平成 20 年度以降は年間 1,000 柱を超える水準で推移していたが、平成 28 年度以降は年間 1,000 柱を下回る状況にある。

遺骨収集推進法は、平成 28 年度から令和 6 年度までを遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間としている。また、政府は遺骨収集推進法に基づき、集中実施期間中の基本計画を策定しているが、具体的な目標は定められていない。

遺骨収集を計画的かつ着実に推進するためには、集中実施期間の 3 分の 1 を終えた現時点で、具体的な目標を設定する必要がある。

○ 事業実施体制について

現在、遺骨収集は、推進協会が情報収集及び遺骨収集を一括して受託している。また、厚生労働省は、企画立案等に加え、より難度の高い調整業務や、情報の集中的な整理分析を行っている。

(参考)

推進協会は、遺族、学生ボランティア、自衛隊 OB 又は先の大戦の戦闘地域毎の関係団体など、13 の団体を社員として構成される。

推進協会の構成団体の会員等から構成される政府派遣団に現地通訳等を加えた調査団又は収集団が、現地調査や遺骨収集を行っており、現地調査実施後、可能な限り早期に遺骨収集を行っている。地域によっては、現地の鑑定人や現地政府の職員等が同行する場合もある。

派遣団は、多くの場合、高温・多湿の僻遠の地で、決して良好とはいえない環境において、1～3 週間にわたり、人力・手作業を含む作業を行っている。近年は、学生ボランティアなどの若年層も参加しているが、戦友、遺族等の高齢化が課題となっている。

(2) 今後の方向性

事業の実施に当たっては、遺骨の所在に関する情報が遺骨収集の出発点となることから、できるだけ正確で詳細な情報を収集する必要があるところ、関係者の高齢化により、戦友等からの情報が、今後さらに減少していくと見込まれる中で、遺骨収集をさらに推進するためには、交戦国の国立公文書館等に保管されている日本人戦没者の埋葬に関する資料から得られる情報が重要である。

南方等戦闘地域については、遺骨収集推進法及び「戦没者の遺骨収集に関する基本計画」(平成 28 年5月 31 日閣議決定)に基づき、海外資料調査が実施され、平成 29 年度までに概了しており、埋葬地点を推定できる有効情報は計 1,695 件となっている。

旧ソ連抑留中死亡者埋葬地については、旧ソビエト連邦政府との協定に基づき、埋葬地に関する資料が提供されており、当該資料に基づき、今後調査・収容を実施する予定の埋葬地が 61 カ所存在し、この他、モンゴルにおいて今後調査・収容を実施する予定の埋葬地が1カ所存在する。

残る集中実施期間(令和元年度～令和6年度)において、できるだけ多くの遺骨を収集するためには事業を計画的に進めることが必要であることから、上述の海外資料調査や、戦友からの情報提供等により得られた埋葬地に関する情報について、現地での調査及び収集を計画的に実施するための目標を定めることが適当である。

具体的には、

- ・ 南方等戦闘地域については、従来より実施してきた戦友等から得られる情報に基づく調査に加えて、現時点までに海外資料調査から得られた情報に基づき、調査を要する埋葬地点を令和2年度から令和5年度にかけて可能な限り調査することを目標とし、その調査の結果を踏まえ、令和3年度から令和6年度にかけて遺骨収集を集中的に行う。
 - ・ 旧ソ連抑留中死亡者埋葬地については、現時点において調査を要する埋葬地を令和元年度から令和3年度にかけて可能な限り調査することを目標とし、その結果を踏まえ、令和6年度までに遺骨収集を集中的に行う。
 - ・ 調査後、可能な限り早期に収集も行う。
- こととすることが適当である。

なお、機械的な試算によれば、今までに海外資料調査等により得られた埋葬地の

情報について現地での調査を最低1回行うための事業量(派遣回数)は、南方等戦闘地域約 80 回、旧ソ連抑留中死亡者埋葬地約 20 回となるが、調査の進捗に応じてさらに見直ししていく必要がある。(この際、戦友等から得られた情報も踏まえる必要がある。)

目標を達成するためには、①派遣団の人材確保、②推進協会及び厚生労働省の体制の強化、③効率的な調査・収集の実施といった課題があり、それらを解決する必要がある。

そして、そのためには、従来の仕組みを前提とするのではなく、厚生労働省及び推進協会が連携し、以下の点について具体策を検討し、実施する必要がある。

【派遣団の人材確保】

- ・ 遺骨鑑定人や現地での実務を熟知した人材、ボランティアでの参加者を含む派遣団の人材確保の方策(例:遺骨収集事業への参加証明書の発行)
- ・ 多くの方が参加しやすくなるような派遣期間・方法等
- ・ 雇用の手法の検討を含め、若い世代が事業に参加する環境の整備(高齢者と若い世代が一緒になり、協力して参加してもらうことにより、世代間の経験の継承が期待される。)
- ・ 遺骨収集の参加者の安全・健康への配慮

【推進協会及び厚生労働省の体制の強化】

- ・ 推進協会のマネジメントの強化
- ・ 厚生労働省の推進協会との連携及び体制の強化

【効率的な調査・収集の実施】

- ・ 情報のさらなる精査:重複や調査済み箇所の確認等
- ・ 戦友等から得られた情報と海外資料調査で得られた情報とを合わせた結果に基づく効率的な実施

Ⅲ 鑑定の今後のあり方

(1) 経緯・現状

○ DNA 鑑定の実施体制について

DNA 鑑定は、記名のある遺留品等から遺族が推定できる場合に、遺族からの申請に基づいて実施され、血縁関係が確認できた場合に、遺骨が返還されている。

現在厚生労働省が国内 12 の大学等と契約し、「戦没者遺骨の DNA 鑑定人会議」を構成し、検査の実費を支出している。

平成 28 年度からは、記名のある遺留品等がなくても、その遺族に対し DNA 鑑定を呼びかける試行的取組が沖縄で実施されているが、これまでのところ、血縁関係の認められる遺族は見つかっていない。

(参考)

DNA 鑑定にあたっては、DNA 鑑定の専門家で構成される「戦没者遺骨の DNA 鑑定人会議」において、戦没者遺骨と関係遺族に係る個別の DNA 鑑定の内容の確認を行い、必要に応じ、追加検査なども実施した上で、合議の上で結論を出している。

○ 鑑定に用いる検体の採取部位について

古い遺骨でも比較的 DNA 型情報の保存状態が良いとされる歯に加え、平成 29 年 4 月からは、「戦没者遺骨の DNA 鑑定人会議」における議論も踏まえ、四肢骨も検体として採取し、DNA 鑑定が実施されている。

○ 現地における焼骨について

我が国では、死者を弔うため、慣習として、広く焼骨が行われている。現在は、戦没者遺骨から DNA 鑑定用の検体を採取した後に、残りの遺骨について、慰霊行事の一環として、現地で焼骨・追悼式が実施されている。

○ 形質人類学的鑑定について

遺骨収集の現場においては、発掘された遺骨の形態から遺骨が人骨であることを確認したうえで、祖先集団、年齢、性別等を判定しているが、遺留品の少ない南方地域においては、形質人類学的鑑定が特に重要である。

○ 新技術の応用について

次世代シーケンサによる SNP 分析や安定同位体比分析などの新しい技術は、個

体が帰属する集団の推定など、帰属集団の分析等に役立つ技術と考えられている。

○ 学術的利用及び研究振興について

平成 15 年の「戦没者遺骨の DNA 鑑定に関する検討会報告書」は、戦没者遺骨から得られた DNA 分析結果の学術的価値を認識しつつも、戦没者及び遺族のプライバシー保護の観点から DNA 鑑定のデータの学術的利用は慎重であるべきであるとしている。

(参考)

厚生労働省が開催した「戦没者遺骨の DNA 鑑定に関する検討会」は、戦没者遺骨の身元特定に DNA 鑑定を用いることの適否について、DNA 鑑定の有効性やプライバシー保護等の観点から検討し、平成 15 年にその結果をとりまとめた。

(2) 今後の方向性

○ 鑑定の実施体制について

鑑定の安定的な実施や鑑定技術の向上等のためには、①鑑定実施体制の充実、②戦没者遺骨に関する研究の推進等といった課題があり、それらを解決する必要がある。

そして、そのためには、厚生労働省が中心となり、下記のような取組を行うべきである。

【鑑定実施体制の充実】

- ・ DNA 鑑定を実施する大学の数が増えるような環境を作る取組、DNA 鑑定を実施している大学における鑑定体制の充実(戦没者遺骨の鑑定に専門性を有する人材の確保等)、これらの取組を通じた人材育成

※ DNA 鑑定を実施する研究者が、DNA 鑑定を通じて得た分析結果、技術等を発表できるような環境を作ること、戦没者遺骨に関する研究が進む可能性がある。また、鑑定精度向上にもつながり、鑑定を実施する研究者の立場にも資すると考えられる。

- ・ 形質人類学的鑑定に習熟した人材の育成

【戦没者遺骨に関する研究の推進等】

- ・ 戦没者遺骨の DNA 解析技術、血縁関係の特定等に資する研究の推進
- ・ 戦没者遺骨から得られた情報・技術の学術的利用の推進

- ※ 戦没者遺骨の鑑定を通じて得られた情報や技術の学会発表等が認められると、若い研究者の参加により、人材確保につながることも想定される。
- ※ 戦没者の尊厳や遺族のプライバシーに配慮し、戦没者遺骨の鑑定に資する研究に限定した上で認められるべきである。

- ・ 次世代シーケンサによる SNP 分析や安定同位体比分析といった新たな鑑定技術の応用に向けた研究の推進、遺骨収集を行う相手国等との協力関係の構築

なお、DNA 抽出の可能性を高めるため、側頭骨の錐体部も検体の対象とすることが望ましい。(現地で錐体部を切り出すことはせず頭蓋骨を持ち帰る。)

また、今後、次世代シーケンサによる SNP 分析や安定同位体比分析といった技術の、遺骨収集分野への応用が進めば、現在は遺骨収集を行っていない混葬地(日本人と外国人の遺骨の混葬地)における遺骨収集に役立つ可能性がある。

また、次世代シーケンサによる SNP 分析や安定同位体比分析に関し、米国国防総省捕虜・行方不明者調査局(DPAA)との協力をさらに推進することも重要である。

(参考)DPAA(Defense POW/MIA Accounting Agency)

米国が関与した過去の紛争における捕虜又は行方不明者に係る調査を目的とした機関。

○ 現地における焼骨について

近年の鑑定技術の進歩を踏まえ、より一層の科学的鑑定を行うことが期待されていることから、今後は原則として、現地で焼骨をせずに、日本で DNA 抽出の後に焼骨することが望ましいところであり、厚生労働省は、本とりまとめを踏まえ、遺族感情に配慮し、遺族等関係者の理解を得つつ慎重に進めていくべきである。

また、現在、現地にて戦没者を慰霊する目的から、遺骨を現地で焼骨していることも踏まえ、今後、遺骨を焼骨せずに持ち帰る場合、現地において今後も追悼式を挙行する等、戦没者への慰霊を遺漏無く丁寧に実施すべきである。

なお、遺骨を焼骨せずに持ち帰る場合、遺骨の送還手段や送還時の防疫面での対策(遺骨に付着した土の除去)、送還後の鑑定の手順、遺族への伝達又は千鳥ヶ淵戦没者墓苑等への納骨までの間の保管場所、保管コスト等について、厚生労働省において検討を行う必要がある。

また、国によっては、例えばインドネシアでは、国内法（文化財保護法）により、未焼骨の遺骨を海外に持ち出すことができないため、現地での DNA 鑑定等についても検討を行う必要がある。また、現在は、現地で焼骨を行うことを前提として、現地での事務手続が行われていることから、ロシアをはじめ、遺骨収集の相手国との調整を行い、相手国との調整が整ったところから、順次、遺骨を未焼骨で持ち帰ることが望ましい。

○ 南方等の戦闘地域で収容された遺骨の DNA 鑑定の今後の方針について

南方等戦闘地域の遺骨について、記名のある遺留品等がないケースにおいて DNA 鑑定を実施した場合、

- ・ 遺骨の保存状況が悪いこと
 - ・ 戦没者の母集団が大きいこと
 - ・ 全員が申請するわけではないため、未だ申請していない人の中により確からしい人がいる可能性の排除が容易でないこと
 - ・ 今後新たに収容される可能性のある遺骨に、より可能性の高い血縁者が存在する可能性を排除することが容易でないこと
- から、身元特定は非常に難しいことが見込まれる。

そうした中でも、今後、南方等の戦闘地域の戦没者遺骨について DNA 鑑定を実施する場合は、

- ・ 推定される戦没者数が一定数以下など、母集団が絞り込める地域から取り組む。
- ・ 推定される戦没者数に対し、その収容地で収容された遺骨（検体）の数の割合が多い地域から取り組み、遺族へ呼びかけを行う。
- ・ 戦没者に遺伝的に近い遺族、具体的には、父親から男子に遺伝する Y 染色体 DNA や、母親から子に遺伝するミトコンドリア DNA を共有する関係にある者の両方から、DNA を提出していただいた方が、身元判明の可能性が高まることの説明を、より一層丁寧に行う。

ことが考えられる。その場合、鑑定体制の充実が不可欠である。

また、厚生労働省においては、なるべく多くの遺族に申請してもらえるよう、また、DNA 鑑定について正しく理解してもらえるよう、積極的な広報に努める必要がある。

なお、遺族の DNA のデータベース化については、個人情報保護の観点等から慎重な検討が必要であるが、遺族からデータベース化の実現について要望が出ていることに留意すべきである。

IV 厚生労働省と関係機関・諸外国との連携協力

(1) 経緯・現状

○ 外務省との連携協力

戦没者の遺骨収集を推進するために関係国の政府と協議等が必要な地域について、外務省の協力を得て、各国当局と協議等を実施し、相手国との協力覚書や協定の締結に努めている。

また、戦没者の遺骨収集を実施するに当たり、海外での遺骨収集が円滑に進むよう、関係在外公館から支援を得ている。

さらに、外務省内に平成 25 年 7 月に設置した「遺骨帰還タスクフォース」の活性化等により協力体制を強化している。

○ 防衛省との連携協力

東京都小笠原村硫黄島における戦没者の遺骨収集については、昭和 43 年以降、防衛省の支援を受け実施している。

具体的には、遺骨収集団等の人員や収容された遺骨等の輸送支援、滑走路地区の掘削・遺骨収容のための技術的知見の提供等の支援を得ている。

また、海外で収容した遺骨についても、自衛艦等の運行に際しての我が国への送還、遺骨引渡式への協力といった支援を得ている。

○ 諸外国との連携協力

フィリピンについては、昨年 5 月に、フィリピン政府との間で、遺骨収集事業に係る協力覚書の署名が行われ、その後、同年 10 月に調査派遣が開始された。

インドネシアについては、本年 6 月 25 日に、インドネシア政府との間で、遺骨収集事業の実施のための協定の署名が行われた。今年度内の事業再開を目指し、調整が行われている。

米国政府における遺骨収集事業の実施機関の DPAA との連携については、本年 4 月、協力覚書の署名が行われた。

覚書は、両国の戦没者の遺骨の所在や両国の遺骨収集活動の計画、あるいは、遺骨の DNA 鑑定及び安定同位体比分析について、情報交換を行うこと等を内容としている。

(2) 今後の方向性

集中実施期間における遺骨収集事業をより一層強力に推進するため、関係省庁との連携協力体制について、今後も堅持していくことが重要である。

遺骨収集事業の実施は、収容地となる相手国の協力が不可欠であり、相手国との信頼関係の構築等について、厚生労働省と外務省は緊密に連携する必要がある。

今後も、現地の遺骨収集団等と在外公館職員が緊密に連携する体制の維持に引き続き取り組むことが重要である。

また、今後も、自衛艦等の運行に際しての遺骨の送還や硫黄島における遺骨収容作業等について、厚生労働省と防衛省は密接に連携していく必要がある。

V まとめ

戦後 70 年以上が経過し、遺族が高齢化するなか、今なお御帰還いただけていない多くの戦没者に一日も早く御帰還いただくため、まずは、残された集中実施期間において、厚生労働省をはじめ、外務省や防衛省といった関係行政機関及び推進協会が一丸となり、本とりまとめの内容に基づき、必要な財政上の措置を講じた上で、事業を着実に推進すべきである。

また、事業の推進のためには、国民の理解・信頼が不可欠であることから、今後、本とりまとめの内容の広報等を通じ、厚生労働省は、遺骨収集事業に対する国民の理解・信頼が一層深まるよう努めるべきである。そして、そのためには、過去の遺骨収集において、不適切な事例(旧ソ連抑留中死亡者の遺骨収集における DNA 鑑定用検体の誤焼失事案、遺骨収集等に係る前渡資金の不適正経理事案)があったことへの反省を忘れることなく、真摯に事業に取り組むべきである。

なお、戦没者の遺骨収集は、遺骨の所在に関する具体的な情報が得られる限り、集中実施期間終了後も継続されるものであり、その実施に必要な体制も確保していくべきである。そして、集中実施期間経過後の事業及び体制のあり方についても、集中実施期間の目標への取組状況を踏まえ、適切な時期に本検討会議で改めて議論すべきである。

参 考 資 料

戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議 開催要綱

1 目的

戦没者の遺骨収集については、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」に基づき、平成 28 年度から令和 6 年度を、遺骨収集の集中実施期間と定め、実施している。

この度、戦没者の遺骨収集に関し、関係者の合意形成を改めて図るとともに、広く国民の理解を得るため、有識者、遺族及び遺骨収集の担い手や、専門家からなる公開の「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」を開催する。

2 構成

- (1) 会議の構成員は、社会・援護局長が、別紙 1 の通り参集する。
- (2) 会議に座長を置き、座長は、構成員の互選により選出する。
- (3) 会議の下に、別紙 2 の通り、法医学鑑定の専門家を参集し、ワーキンググループを開催する。

3 運営

- (1) 会議の議事は、公開とする。
- (2) 会議の庶務は、社会・援護局事業課において行う。

4 その他

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が社会・援護局長と協議の上で定める。

戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議 構成員

(五十音順、敬称略)

赤木 衛	JYMA 日本青年遺骨収集団理事長
浅村 英樹 ※	信州大学医学部法医学教室教授
畔上 和男	日本遺族会専務理事
神津 カンナ	作家
篠田 謙一 ※	日本人類学会会長 国立科学博物館副館長
染田 英利 ※	防衛医科大学校医学教育部医学科助教
竹之下 和雄	日本戦没者遺骨収集推進協会専務理事
戸部 良一	防衛大学校名誉教授 国際日本文化研究センター名誉教授
羽毛田 信吾 ○	昭和館館長
浜井 和史	帝京大学学修・研究支援センター准教授
秀平 良子	岡山県遺族連盟理事 岡山県笠岡市遺族会会長
増田 弘 ◎	平和祈念展示資料館名誉館長 立正大学法学部名誉教授
水口 清 ※	東海大学医学部客員教授

注 1 ◎は座長、○は座長代理

注 2 ※は、法医学鑑定ワーキンググループの構成員

注 3 上記構成員の他、外務省、防衛省がオブザーバーとして参加

法医学鑑定ワーキンググループ 構成員

(五十音順、敬称略)

浅村 英樹	信州大学医学部法医学教室教授
篠田 謙一	日本人類学会会長 国立科学博物館副館長
染田 英利	防衛医科大学校医学教育部医学科助教
玉木 敬二	京都大学大学院医学研究科法医学講座教授
水口 清	東海大学医学部客員教授

注 必要に応じ、上記構成員以外の者を参集する場合がある。

戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議
開催実績

第1回 令和元年5月23日(木)10:00～12:00

座長・座長代理選出

事務局説明

- ・ 遺骨収集推進法による遺骨収集事業の概要
- ・ 遺骨収集推進法施行下における遺骨収集事業の実際
- ・ 遺骨収集推進法施行後の遺骨収集事業の進捗

各構成員からの意見聴取

第2回 令和元年7月2日(火)13:30～16:30

第1回検討会議(令和元年5月23日)における御議論について
集中実施期間における目標設定について

法医学鑑定について

(1)これまでの取組について

(2)法医学鑑定ワーキンググループ報告

(補足説明)次世代シーケンサを使った解析について

(補足説明)安定同位体比分析による戦没者遺骨鑑定について

(3)御議論いただきたい論点

各構成員からの意見聴取

第3回 令和元年7月18日(木)13:00～16:00

構成員からの御質問について

集中実施期間における目標設定について

第1回及び第2回検討会議における御意見について

第4回 令和元年7月25日(木)14:30～17:00

中間とりまとめ(案)について